

平成 29 年度NHK歳末たすけあい配分要領

1. 配分事業及び配分対象団体

(1) 事業費配分

児童施設（無認可保育所等）、小規模作業所で、年末年始・年度内に行われる行事に配分するものとする。

[例]

- *クリスマス会 *もちつき大会 *まめまき大会 *ひな祭り
 - *年末交流のつどい *新年交流のつどい *〇〇交流会等
- なお、職員の忘年会・新年会の行事は認められません。

(2) 車両配分

車両を必要としている福祉施設・福祉団体に配分するものとする。但し、車両の所有者名義が個人又は行政になる場合及び介護保険事業を行う施設・団体はのぞく。

[車種]

8人乗りワンボックスカー 2,000cc FF 4CA/T ホワイト

[付属品]

*AM/FMラジオ *フロアマット *ナンバープレート *文字看板 *タイヤチェーン

2. 配分類

(1) 事業費配分

1 法人 1 施設の申請。また、1 施設 1 事業とし、限度額 40,000 円とする。(助成総額 200 万円の予定)

(2) 車両配分

現物で配分し、必要な付属品等については各自で負担するものとする。

3. 配分決定及び配分金交付

(1) 配分金の決定は 12 月中旬（事業費、車両）に本会配分委員会の審査・承認を経て決定する。

(2) 配分金は、助成金決定通知後、各市町村共同募金委員会を通して交付する。

4. 配分事業完了報告書の提出

配分金の交付を受けた団体は、事業完了後「完了報告書」に必要事項を記入し、年度内に速やかに提出するものとする。

5. 配分事業の広報

配分決定を受けた団体は、事業の実施にあたっては、NHK 歳末たすけあいの配分金であることを広報誌等で広く周知すること。